

税務調査が再開されます！

新型コロナウイルス感染症の影響により、4月以降中止されていた税務調査ですが、新聞報道等でこの10月から再開される予定です。今一度、税務調査ではどのような点がポイントになるか、確認していきましょう。

I 税務調査でチェックされるポイント

業種により、チェックされるポイントは様々ですが、すべての業種に共通する項目を挙げてみました。

売上	期ズレ・締め後売上の計上もれ
仕入	棚卸資産(在庫)計上もれ・棚卸資産の廃棄・棚卸資産の評価損
人件費	役員報酬・役員退職金・給与課税
経費	消耗品費の資産計上・修繕費の資本的支出・前払分の経費・貯蔵品計上もれ
その他	使途不明金・貸倒損失など特別損益項目

上記のポイントのうち、以下でいわゆる**期ズレ**と**在庫の計上もれ**、**使途不明金**を説明していきます。

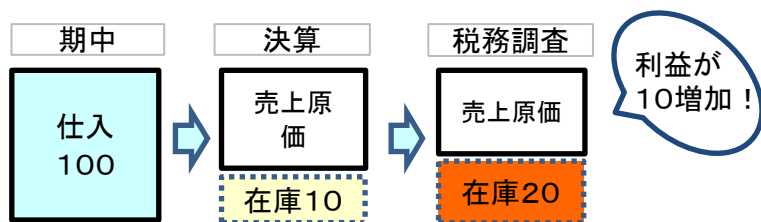
II 売上に関する調査項目

売上について確認される項目は、**期ズレと呼ばれる売上の計上もれ**です。売上は、原則として、「引渡し」をもって計上することとされており、決算日までに引渡したにも関わらず、計上がもれ、翌期の入金時に売上を計上している場合など、前期の売上として修正申告が求められます。

また、月締めで売上を請求している際に、締め日から決算日までの売上計上が漏れることがあります。これも期ズレとして修正申告が必要です。例えば、3/31が決算日の場合、**20日締め請求の得意先については、3/21～3/31までの売上を締め日とは別に集計**して、売上に計上する必要があります。

III 仕入に関する調査項目

仕入については、仕入として計上しているが、売れ残っている商品、つまり在庫についてチェックされます。在庫が計上もれ(在庫金額が過少)となっていると、売上に対して売上原価が過大となっているため、**申告した利益金額が少なくなってしまう**。在庫金額の間違いは要注意です。



当期に仕入れた商品のうち経費になるのは、売上に対応する売上原価部分のみです。
会計上、売上原価は「仕入」-「在庫」で計算します。

在庫計上での注意点
○ 特別な届出をしていない場合、単価は法定の最終仕入価格となっていますか
○ 取引先に預けている在庫、移送途中の在庫は計上されていますか
○ 仕入の際にかかった運送費、輸入諸掛などは在庫金額に加算していますか
○ 仕掛品、未成工事支出金は人件費を含んでいますか
○ エクセルなどで集計している場合、縦の合計、横の合計は正しいでしょうか

IV その他の調査項目

使途不明金は、不正の温床にもなることから、厳しくチェックされます。例えば、交際費として計上した**贈答用の商品券について渡した相手先を開示できない場合**、使途不明金として扱われます。使途不明金は当然のことながら、それが**事業に必要な経費かどうかわからない**ため、経費とはなりません。

V なぜ、「期ズレ」をチェックするのか？

売上が当期に計上が漏れたとしても、来期に計上されれば、2期間の通算では同じことなのに、なぜ「期ズレ」にこだわるのでしょうか。それは、修正申告で納付した税額の**10%～15%が過少申告加算税**となること、申告もれが悪質な場合、過少申告加算税に代え、**35%の重加算税**の対象となるためです。

また、本来の納期限から遅れて納付することになりますので、**延滞税の対象**にもなります。

税務調査でチェックされるポイントというのは、言い換えれば間違いやすいポイントでもあります。上記を踏まえて、誤りのない申告に努めていきましょう。